お知らせ

問＝問い合わせ、**申**＝申し込み

北区役所

紫野東御所田町33-1
☎432-1181(代表)、Fax 432-0388
閉庁日　土・日・祝日、年末年始

相　談

■無料法律相談
日時　毎週水曜日　午後１時～３時30分
場所　北区役所３階会議室
※正午から整理券(**先着15人**)を北区役所３階区民ふれあい相談コーナーで配付します。
問　地域力推進室庶務担当　☎432-1197

■無料行政相談
日時　８月21日（木）午後１時30分～３時
場所　北区役所３階会議室
問　地域力推進室庶務担当　☎432-1197

■行政書士会による無料相談
日時　８月28日（木）午後２時～４時
場所　北区役所３階会議室
問　京都府行政書士会第４支部事務局　☎762-0505

税

市・府民税２期分の納期限
９月１日（月）

納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。
市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
問　課税内容：市民税課市民税担当　☎432-1215
納付相談：納税課　☎432-1245
口座振替：市納税推進課　☎213-5466

■長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で、平成28年３月31日までに一定の要件（床面積要件など）を満たし新築された場合、新たに課税される年度から５年度分（３階建以上の耐火建築物または準耐火建築物は７年度分）の固定資産税について、床面積120㎡までに相当する部分の税額が２分の１減額されます。減額を受けるには、新築された年の翌年の１月31日までに必要書類とともに申告が必要となりますので、固定資産税課までご相談ください。
問　固定資産税課　家屋担当　☎432-1238

福　祉

■国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

入院や高額な外来受診の予定があり、高額な自己負担金が見込まれる場合、事前にご相談ください。
申請により、限度額適用認定証など（認定証）を交付します。認定証と保険証を医療機関へ提示いただくと、次のア・イが適用されます。
ア　医療費の支払いが世帯の自己負担限度額までで済みます。
イ　入院時の食事代が減額されます。（市民税非課税世帯の方に限ります）
申請の際には、保険証と印かんをご持参ください。
※国民健康保険にご加入の70歳未満の方については、保険料を滞納している場合、前記アが適用されない場合があります。
※国民健康保険にご加入の70歳～74歳の方（または後期高齢者医療にご加入の方）で、市民税課税世帯の方については、お手持ちの高齢受給者証（または後期高齢者医療被保険者証）を医療機関へ提示いただくと、医療費の支払いが世帯の自己負担限度額までで済みますので、保険年金課での申請は不要です。
問　保険年金課保険給付・年金担当　☎432-1273

■介護保険料の納付は便利で確実な口座振替を

口座振替は、各納期に介護保険料が自動的に口座から引き落とされるため、金融機関で払い込む手間が省けて便利です。
手続きは、①介護保険料の納入通知書など被保険者番号と徴収番号のわかるもの、②預貯金通帳、③通帳の届出印をお持ちのうえ、取引先の金融機関またはゆうちょ銀行の窓口でお申し込みください。ただし、保険料が特別徴収（年金からの引き落とし）されている場合は口座振替への変更はできません。
問　福祉介護課介護保険担当　☎432-1364

■各種手当の届け出をお忘れなく

８月は、次の手当を引き続き受給するための届け出をしていただく月です。該当の届け出を提出期限までにご提出ください。届け出がない場合は、８月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

手当の名称	必要な届 提出期限	提出先
児童扶養手当	現況届 9月1日(月)	支援保護課 支援第一担当 ☎432-1284
特別児童扶養手当	所得状況届 9月10日(水)	
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・外国籍市民重度障害者特別給付金	現況届 9月10日(水)	支援保護課 支援第二担当 ☎432-1285

■福祉医療制度のお知らせ

市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に福祉医療制度を実施しています。
福祉医療制度の適用を受けるには申請が必要です。申請には、保険証・印かんをご持参ください。制度により身体障害者手帳、戸籍謄本などが必要になります。入院時の食事代および居住費などは支給の対象となりません。

――ひとり親家庭等医療――

対象　次のいずれかに該当する方（所得制限あり）①生計を一にする父または母のない、18歳到達後最初の３月31日までにある児童②①の児童と生計を一にする母または父③両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など
支給内容　健康保険の自己負担額
一部負担金　なし

――重度心身障害者医療、重度障害老人健康管理費――

対象　次のいずれかに該当する方（所得制限あり）①１級または２級の身体障害者手帳を持っている方②知能指数（IQ）が35以下である方③３級の身体障害者手帳を持ち、知能指数（IQ）が50以下である方（重度障害老人健康管理費は、後期高齢者医療制度の資格がある方が対象です）
支給内容（重度心身障害者医療）健康保険の自己負担額、（重度障害老人健康管理費）後期高齢者医療の自己負担相当額
一部負担金　なし

――老人医療――

対象　65歳以上70歳未満（※）で、次の①または②の方（所得制限あり）①所得税が課税されていない世帯（一部例外あり）②所得が基準額以下で、（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方（ア）寝たきり（イ）一人暮らし（ウ）同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満または一定の障害がある方の世帯
※臨時特例措置として平成26年度は、平成26年４月２日～平成27年３月１日に70歳の誕生日を迎える方（昭和19年４月２日～昭和20年３月１日生まれの方）も対象となります。70歳の誕生日が平成27年３月２日から平成27年４月１日までの方は、平成27年３月31日受診分まで従来の老人医療費支給制度での適用が受けられます。
支給内容　健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額
一部負担金　後期高齢者医療の自己負担相当額（１割または３割負担。ただし自己負担限度額あり）
問　（ひとり親家庭等医療、老人医療、重度心身障害者医療）福祉介護課福祉医療担当　☎432-1297
（重度障害老人健康管理費）保険年金課保険給付・年金担当　☎432-1273

保　健

■胸部（結核・肺がん）検診、大腸がん検診

月日	時間	会場
９／３（水）	午後２時～３時30分	上賀茂小学校
９／10（水）		鳳徳小学校
９／16（火）		紫竹小学校

問　健康づくり推進課成人保健・医療担当　☎432-1438

■「人間を救うのは、人間だ。」献血にご協力を!

月日	時間	会場
９／10（水）	午前10時～11時30分、午後０時30分～３時30分	原谷投票所（旧洛北開拓農協倉庫地）

問　健康づくり推進課管理担当　☎432-1423

市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール
☎661-3755　FAX 661-5855
※番号のお間違いがないようご注意ください
Eメール（ホームページから）
京都いつでもコール　検索
午前8時～午後9時（年中無休）

市民しんぶんへの広告（１～４面下欄）を募集中。【問合せ】販売代理店の（株）日商社（☎211-3571）　※広告内容等は市が推奨するものではありません。